

第20回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日） 午前10時
(受付開始時間：午前9:30)

開催場所

東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館3階 グレース

議 案

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少
並びに剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

ごあいさつ



代表取締役社長

中村 義一

加齢黄斑変性は世界で1億人をこえる患者さんがおり、社会の高齢化と共に患者さんの増加が予測されております。現在、既存薬はありますが、効果が不十分で、失明のリスクを払拭できないUnmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）の病気です。当社のRBM-007は既存薬にはない「新しい薬理作用」によって、加齢黄斑変性の治療に貢献するものと期待しております。

さらに、当社の2つ目の臨床開発プロジェクトである、軟骨無形成症を対象疾患とする、RBM-007の第1相試験も終了して、現在小児患者を対象とする第2相試験を進めております。当社は、これらの事業をさらに推進して、Discovery（探索）ステージの会社からClinical（臨床）ステージの会社へ脱皮していく所存です。

2014年9月に東証マザーズに上場して以来、多くの方にご支援を賜り、当社の「夢」を共有していただけてきたことに対して深くお礼を申し上げます。私どもはその「夢」の実現に向け、なお一層努力してまいります。

2023年6月

企業理念

Unmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）に応える。科学や技術が進歩しても、癌や難病、免疫疾患などのUnmet Medical Needsの病気があります。リボミックは、そのような病気に有効な新薬を「アプタマー創薬」により開発し、他の製薬会社とのコラボレーションを通じてその早期の市販化を実現し、人々の健康の増進に貢献します。

株主各位

証券コード 4591
2023年6月6日
電子提供措置の開始日 2023年6月2日
東京都港区白金台三丁目16番13号

株式会社リボミック

代表取締役社長 中村 義一

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ribomic.com/ir/library.php>

(上記のページを表示する際は、当社のウェブサイトのトップページにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会関連資料」を順に選択ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト、及び株主総会ポータル®にも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「リボミック」又は「コード」に当社証券コード「4591」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

(本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLへアクセスしID・パスワードを入力ください。)

QRコードは
議決権行使書用紙に
ございます

各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態になる場合がございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認くださいませ、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができませんので、株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の日時までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月27日（火曜日） 午前10時（受付開始時間：午前9:30）
2 場 所	東京都港区白金台一丁目1番1号 八芳園 本館3階 グレース 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。 なお、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんのでご了承ください。
3 目的事項	報告事項 第20期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会ポータル®において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告「主要な事業所」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
資源使用量節減のため、本定時株主総会終了後の決議通知の発送を行わず、当社ホームページに掲載させていただく予定ですので、ご理解のほどお願い申し上げます。また、当社とステークホルダーの皆様とをつなぐIRメール配信サービスを実施しており、メールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料で登録いただけますので、本サービスをご希望の方は当社ホームページより登録いただけましたら幸いです。

当社ホームページ (<https://www.ribomic.com/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始時間：午前9:30）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後6時まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使票 000000000000

株式会社リボミック 様へ

当社は、2023年6月27日開催の第20回定株主総会（債権者または債権を含む）における各議案につき、右記（詳書をご覧ください）のとおり議決権を行使します。

2023年 6月 日

各議案につき投票者の表示をされない場合は、賛成の表示がなかったものとして取り扱います。

株式会社
リボミック

* 0521600000000100040 K1T-00C00001#

インターネットと両面併用で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右行を切り離すに、そのまま会場受付にご提出ください。

お 願 い

1. 株主総会にご出席されない場合は、以下のいずれかの方法で投票をご表示のうえ、議決権をご行使ください。

- (1) 議決権行使書のご返送（必着）
- (2) 下記QRコードを読み取り
- (3) 画面左側のウェブサイトへアクセス

※ 届出期間のウェブサイトへアクセス

株主総会参加者/議決権行使方法について

以下ログイン用QRコードから「株主総会ポータル」サイトへアクセスし、議決権をご行使される際も、画面上部の「議決権行使へ」ボタンからお進みください。

株式会社リボミック

株主	番号	議決	権	行使	票
○	○	○	○	○	○
賛	成	の	表	示	書
○	○	○	○	○	○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 賛 に○印
- 反対の場合 >> 否 に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

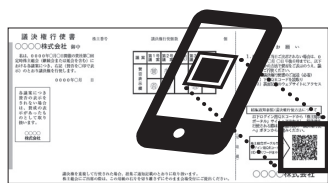
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2023年6月26日(月)午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の理由

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額1,653,002,561円を計上するに至っております。つきましては、税負担の軽減を図るとともに、当該欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、以下のとおり資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はなく、また、発行済株式総数も変更いたしませんので、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に与える影響はございません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、以下のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

- (1) 減少する資本金及び資本準備金の額
資本金の額 722,040,800円のうち、672,040,800円
(減少後の額：50,000,000円)
資本準備金の額 5,315,313,908円のうち、980,961,761円
(減少後の額：4,334,352,147円)
- (2) 増加するその他資本剰余金の額
その他資本剰余金 1,653,002,561円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおりその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 1,653,002,561円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,653,002,561円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2023年8月1日（予定）

第2号議案

取締役1名選任の件

下記の者を当会社の社外取締役として新たに選任をお願いしたいと存じます。

社外取締役の候補者は、次のとおりです。なお、選任される取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

ふじ わら とし のぶ
藤原 俊伸 (1972年10月4日生) 所有する当社の株式数 0株



新任

略歴

2003年2月	神戸大学大学院 自然科学研究科 助教	2013年4月	名古屋市立大学大学院 薬学研究科 衛生化学分野 教授
2006年4月	(独) 科学技術振興機構 さきがけ研究員 (兼務)	2013年4月	大阪大学免疫学フロンティア 研究センター 招聘教授 (兼任)
2007年4月	神戸大学大学院 工学研究科 応用化学専攻 准教授	2015年4月	近畿大学薬学部医療薬学科 生化学研究室 教授 (現任)
2011年4月	(公財) 微生物化学研究会 微生物化学研究所 主席研究員	2022年10月	近畿大学大学院 薬学研究科長 (現任)
2011年4月	大阪大学免疫学フロンティア 研究センター 招聘准教授 (兼任)		

重要な兼職の状況

近畿大学薬学部医療薬学科生化学研究室 教授
近畿大学大学院 薬学研究科長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤原俊伸氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、RNA科学に深い見識を有すると共に、大学における専門領域の指導者として豊富な経験を有しております。このような専門的知見に基づき、社外の立場から、当社の創業研究基盤と研究の充実について助言いただき、当社のアプタマー医薬の進展に寄与していただくとともに、経営を監督していただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注)

1. 藤原俊伸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 藤原俊伸氏は社外取締役候補者であります。
3. 藤原俊伸氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、藤原俊伸氏も同保険の被保険者となる予定です。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、会社が全額負担しております。また、次回更新時も同内容で更新予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役藤井素彦氏が本定時株主総会終結の時をもって辞任することに伴い、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任される監査役の任期は、当社の定款の定めにより、退任される藤井素彦氏の残任期間となります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

社外監査役の候補者は、次のとおりです。

いがらし あきゆき
五十嵐 章之 (1956年9月28日生) 所有する当社の株式数 0株



新任

略歴

1980年4月	三菱商事株式会社 入社	2014年5月	IMシ・ファ・ティコム株式会社出向
1992年9月	PT DIPO STAR FINANCE 出向 (イボネア) CFO	2016年6月	常務取締役 総務経理本部長 明和産業株式会社 常務取締役
2007年4月	三菱商事株式会社 生活産業グループ コントローラー	2018年4月	同取締役専務執行役員
2009年4月	同金属グループ 管理部長	2019年6月	森永製菓株式会社 常勤監査役 (現任) (2023年6月退任予定)
2010年6月	株式会社メタルワン出向 執行役員 CFO 経営管理本部長		

重要な兼職の状況

該当はありません。

社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要

五十嵐章之氏は、会社経営全般について豊富な知識と上場会社の監査役の経験を有しており、その知識と経験を活かして適切な指導及び監査をしていただけると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

(注)

1. 五十嵐章之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 五十嵐章之氏は社外監査役候補者であります。
3. 五十嵐章之氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額といたします。
4. 五十嵐章之氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しておりますので、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、五十嵐章之氏も同保険の被保険者となる予定です。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、会社が全額負担をしております。また、次回更新時も同内容で更新予定です。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、抗体に継ぐ次世代新薬として期待されているアプタマー（核酸医薬の一種）に特化して医薬品の研究開発を行うバイオベンチャーです。当社は、アプタマー創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる創薬プラットフォームである当社独自の「RiboARTシステム」を活用して、革新的なアプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）を行っております。

当社の企業理念は「Unmet Medical Needs(未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ)に応える」ことであり、その実現のための最重点経営目標を、「自社での臨床Proof of Concept^{※1}の獲得に向けた開発」として、当事業年度においても様々な取り組みを進めてまいりました。

※1：臨床Proof of Concept（臨床POC）：新薬の開発段階において、投与薬剤がヒトでの臨床試験において意図した薬効と安全性を有することが示されること。

その具体的な進捗を以下に要約いたします。

RBM-007

自社で創製したRBM-007（抗FGF2アプタマー）の臨床試験の推進に積極的に取り組みました。RBM-007は高齢者の失明の原因ともなりうる滲出型加齢黄斑変性（wet AMD）と難治性の希少疾患として知られる軟骨無形成症（四肢短縮による低身長を伴う）を対象疾患としております。さらに、RBM-007の適応症拡大を目指し、日本大学医学部のグループと、増殖性硝子体網膜症（PVR）に関する共同研究を開始しました。

1. 滲出型加齢黄斑変性（wet AMD）

・臨床試験

wet AMDを対象にした臨床試験として、RBM-007の複数回投与による臨床POC確認を目的とした第2相臨床試験（試験略称名：TOFU試験）を米国で実施いたしました（被験者86名）。TOFU試験は、標準治療の抗VEGF治療歴のあるwet AMD患者を対象に、①RBM-007硝子体内注射の単剤投与群、②既存の抗VEGF薬であるアイリニア[®]とRBM-007の硝子体内注射による併用投与群、及び③アイリニア[®]硝子体内注射の単剤投与群の3群間で、RBM-007の有効性及び安全性をアイリニア[®]と比較評価する、無作為化二重盲検試験でした。

また、TOFU試験の進捗に基づき、長期投与に伴う本薬剤の有効性と安全性、及び瘢痕形成を含む網膜の構造異常に対する効果を評価する目的で、RBM-007を単剤で投与するオープン試験としてのTOFU試験の延長試験（試験略称名：RAMEN試験）を行いました。RAMEN試験では、TOFU試験を完了した22名の被験者に対して、追加のRBM-007の硝子体内投与を1ヶ月間隔で計4回行いました。

さらに、治療歴のないwet AMD患者でのRBM-007単独治療の有効性及び安全性を評価することを目的に、米国で医師主導治験（試験略称名：TEMPURA試験）が実施されました（被験者5名）。

その結果、事後解析の結果も含めて、以下の知見が明らかになりました（これらの詳細な解析結果は論文として公開する予定です）。

- ・治療歴のない半数以上のwet AMD患者において臨床薬効（視力の改善 and/or 網膜厚の減少）が確認された（TEMPURA試験）
- ・抗VEGF治療歴のあるwet AMD患者に対しては、RBM-007単剤投与、及びRBM-007とアイリーア[®]の併用投与において、アイリーア[®]単剤投与を上回る臨床有効性は観察されなかったものの、主要評価項目である視力及び網膜構造の変化は、3つの治療グループともわずかであり、RBM-007による病気の進行抑制効果が確認された（TOFU試験とRAMEN試験）
- ・これら3試験により、当初目的であるRBM-007の臨床POCに準ずる有効性が確認された

以上の結果から、RBM-007は、今後、抗VEGF薬にはない癥痕化抑制作用を明らかにすることができれば、治療歴のないwet AMD患者に対する新規治療剤となり得ると考えています。

・現状について：

TOFU/RAMEN/TEMPURA の3本の第2相臨床試験の結果から、治療歴のないwet AMD患者を対象とする臨床試験の実施が望まれます。当社としては、そのためのライセンス・アウト、もしくはパートナーリングの実現に注力してまいりました。この結果、2022年12月に、Rico International (Beijing) Medicine Technology Co., Ltd.及びShanghai Huirui Medical Co., Ltd.との間で、中国地域における wet AMD等を適応疾患とする臨床開発を担う合弁会社設立に関して基本合意に至りました。今後、合弁会社設立契約の締結後に、当社は、合弁会社での資金調達や臨床開発の進展により、マイルストーンと上市後のロイヤルティーを合わせて、最大で1億US\$を受け取る見込みです。

注：今回の基本合意書は法的拘束力があるものではないことが明記されており、本契約締結の過程で変更等がなされる可能性があります。

2. 軟骨無形成症（ACH）

・臨床試験

軟骨無形成症に関するプロジェクトは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の助成（2015年度から合計6年間）を受け、当該助成の下、2020年7月～2021年5月にかけて、国内の1治験施設において第1相臨床試験を実施いたしました。この結果を受け、ACHの小児患者における、身長伸びを含む臨床的基礎データの取得と前期第2相臨床試験の被験者選定を目的とした前期第2相観察試験、及びACHの小児患者でのRBM-007の有効性と安全性を調べる前期第2相臨床試験と、これに引き続き実施する前期第2相長期投与試験の3つの治験計画届書を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA: Pharmaceuticals and Medical

Devices Agency) に提出しました。現在、東京及び関西地区の4施設において前期第2相観察試験が開始され、さらにそれに続く前期第2相臨床試験での最初の小児患者にRBM-007の皮下投与が行われました。今後も試験実施施設を増やしつつ臨床試験を進めてまいります。

なお、本プロジェクトは2021年度から3年間は、AMEDの希少疾患用医薬品指定前実用化支援事業として実施しております。

・ ACHの既存治療法と課題

ACHは四肢短縮による低身長を主な症状とする希少疾患で、厚生労働省から難病指定を受けています。RBM-007は疾患モデルマウスを利用した実験で、体長の短縮を約50%回復する効果を示しました。さらに、軟骨細胞への分化誘導が欠損していることが知られているACH患者由来のiPS細胞（人工多能性幹細胞）について、RBM-007存在下で、その分化誘導が回復することも確認しました（非臨床POC獲得）。本邦ではこれまで治療薬として成長ホルモンが使用されてきましたが、その効果は十分とは言えず、骨延長術（足の骨を切断して引き離れた状態で固定し、骨の形成を促す）といった非常に厳しい治療が幼い子供に施されることもあり、効果の高い新薬が待ち望まれていました。また、2022年6月にACH治療薬としてBIOMARIN社のボックスゾゴ®が本邦でも製造販売が承認されましたが、ボックスゾゴ®は毎日の投与が必要となっております。そのため、患者への投与間隔を1,2週間と長くとれる、当社のRBM-007への期待は引き続き高いものと考えております。

なお、RBM-007を用いた上記モデル動物実験や、iPS細胞を用いた試験の結果については、2021年5月に、米国科学誌Science Translational Medicine電子版に論文として掲載されました^{※2}。

※2 : Kimura T, Bosakova M, Nonaka Y, Hrubá E, Yasuda K, Futakawa S, Kubota T, Fafílek B, Gregor T, Abraham SP, Gomoklova R, Belaskova S, Pehl M, Csukasi F, Duran I, Fujiwara M, Kavkova M, Zikmund T, Kaiser J, Buchtova M, Krakow D, Nakamura Y, Ozono K, Krejci P. RNA aptamer restores defective bone growth in FGFR3-related skeletal dysplasia. *Sci. Transl. Med.*, 13, eaba4226 (2021)

自社での第2相試験の実施により臨床POCが獲得されれば、ACHに対する新規治療剤の提供に至る第一歩になるとともに、新薬候補品としてのRBM-007の価値が高まり、ライセンス収益の拡大及び将来に向けた発展に寄与するものと考えております。同時に、wet AMDのような硝子体という局所投与のみならず、アプタマー医薬品として、全身投与による疾患治療の世界初の事例となることで、今後のアプタマー医薬品の開発に大きく弾みがつくことが期待されます。

3. 増殖性硝子体網膜症 (PVR)

PVRは網膜剥離や糖尿病網膜症の放置、網膜剥離の手術によって起こる網膜疾患です。多種の細胞が網膜表面、網膜内、硝子体腔内で増殖膜を形成し、当該増殖膜が収縮することによって網膜に皺襞（すうへき）形成や牽引性網膜剥離が生じ、失明に至ります。硝子体手術などの治療によっても重篤な視力障害や失明に至る事が多く、また現在のところ有効な予防法は存在しません。

・非臨床試験

RBM-007の適応症拡大を目指して、当社は日本大学医学部視覚科学系眼科学分野の長岡泰司教授らのグループとRBM-007を用いた増殖性硝子体網膜症（PVR）の予防に関する共同研究を開始しました。長岡泰司教授らのグループは網膜疾患治療に高い実績があると同時に、PVRの動物（豚眼）モデルを保有しており、すでに当社開発のアプタマーのひとつについて、顕著なPVR予防効果が示唆されています（特許出願済み）。本共同研究によってRBM-007にPVR予防効果が確認された場合は、速やかに第2相臨床試験を開始することが可能となるため、当社にとって重要な適応拡大になることが期待されます。

RBM-007以外の臨床開発優先度の高い自社パイプライン

当社は、既存パイプラインを継続的、重層的に拡大し、中長期的に成長するために、特に優れた薬効が確認されているRBM-011、RBM-003、RBM-010及びRBM-009を、RBM-007に次ぐ重点開発プログラムと位置づけております。

1. RBM-011（抗IL-21（インターロイキン21）アプタマー、肺動脈性肺高血圧症）

RBM-011が対象とする肺動脈性肺高血圧症は、難病に指定されている病気であり、肺動脈壁が肥厚して血管の狭窄が進行した結果、高血圧をきたして全身への血液や酸素の供給に障害が生じ、最終的には心不全から死に至ることのある重篤な疾患です。プロスタグランジン2誘導体制剤などの既存治療薬が十分な効果を発揮しない患者の予後は依然として極めて悪い状態です。これらの既存治療薬は、いずれも血管を拡張させる作用を持つものであり、血管壁の肥厚を改善する作用を持つ上市薬はなく、その開発が強く望まれています。

2017年度から3年間は、AMEDの難治性疾患実用化研究事業の一環として、また2020年度からの3年間は、AMEDの前記事業の治験準備（ステップ1）研究として助成を受け、肺動脈性肺高血圧症の国内での専門医療機関である国立研究開発法人国立循環器病研究センター（国循）との共同研究を進めてきました。当該共同研究において、抗IL-21アプタマーが肺動脈性肺高血圧症モデル動物において、肺動脈壁の肥厚を顕著に抑制することが明らかにされました。

また、国循との共同研究と並行して、PMDAと協議を行い、当事業年度からは第1相試験のための毒性試験を開始（試験の終了は2023年度を予定）しております。

2. RBM-003（抗キマーゼアプタマー、心不全）

心筋梗塞直後に、Chymase（キマーゼ）は肥満細胞と心筋細胞等の組織損傷部位から分泌され、アンジオテンシンⅡ等の活性化をとおして、心筋に悪影響を及ぼすことが知られています。ハムスターを用いた冠動脈結紮による心筋梗塞急性期モデル（ハムスターモデル）において、抗キマーゼアプタマーであるRBM-003の投与は、梗塞後のキマーゼ陽性肥満細胞の集積及びキマーゼ活性を抑制し、顕著な心機能改善効果を示しました^{*3}。さらに、RBM-003は、冠動脈結紮の前投与のみならず、後投与においても顕著な心機能改善効果を示し、前記ハムスターモデルにおける生存率を著しく改善いたしました。現在、急性心不全に対する医薬品は存在せず、Unmet

Medical Needsのある疾患となっています。RBM-003は他のキマーゼ阻害剤と比べて非常に強い酵素阻害活性を持つことが確認されており、急性心不全に対する即効性の注射薬の開発に取り組んでおります。

※ 3 : Jin D, Takai S, Nonaka Y, Yamazaki S, Fujiwara M, Nakamura Y. A chymase inhibitory RNA aptamer improves cardiac function and survival after myocardial infarction. *Mol. Ther. Nucl. Acids*, 14, 41-51 (2019)

3. RBM-010 (抗ADAMTS5アプタマー、変形性関節症)

RBM-010は、当社と大正製薬株式会社との共同研究で創薬された製品で、変形性関節症の増悪因子の一つであるADAMTS5 (a disintegrin and metalloproteinase with thrombospondin motifs 5) の働きを抑制する作用があります。変形性関節症は、種々の原因により、膝や足の付け根、肘、肩等の関節に痛みや腫れ等の症状が生じ、その後関節の変形をきたす病気です。現在、治療法としては、痛みや腫れを和らげる薬の服用や関節置換術などの手術しかなく、寛解させる薬はありません。本邦には、変形性関節症を有している人が、2,500万人以上、また、世界では、変形性関節症の患者が約2億4,000万人以上と推定されており、今後高齢化に伴いさらに増加が予測されています。

RBM-010は、関節での軟骨成分の分解を促進しているADAMTS5を抑制することにより、変形性関節症の症状進行を遅らせることが期待でき、現在、局所投与による徐放性製剤の開発に取り組んでおります。

4. RBM-009 (抗ST2 (IL-33 receptor) アプタマー、重症喘息)

RBM-009が対象とする重症喘息は、頻繁な息切れや呼吸困難によって日常生活や睡眠が妨害され、生活の質の低下を余儀なくされる疾患です。喘息の治療には、吸入ステロイドや気管支拡張薬に加え、抗体医薬品 (抗IgE抗体、抗IL-5/5R抗体、抗IL-4/13R抗体) や経口ステロイド薬が使用されますが、重症喘息患者の中にはこれらの薬剤でもコントロールできない患者が一定数存在しています。

ST2の刺激分子であるIL-33は炎症カスケードの上流因子であり、様々な免疫細胞に発現するST2を刺激して炎症を惹起します。最近では免疫細胞の一つであるILC2が、コントロール不良の一つの要因であるステロイド抵抗性に寄与しており、その抵抗性メカニズムにST2が関与することが示唆されております。当社ではST2をブロックすることにより複数の機序で惹起される炎症を抑え、既存薬が良好な反応を示さない喘息も治療できる可能性があると考えており、開発に取り組んでおります。

その他のプロジェクト

1. 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 治療薬アプタマーの開発

COVID-19の原因ウイルスであるSARS-CoV-2のスパイクタンパク質 (Sタンパク質) と、ヒトの細胞表面にある受容体 (ACE2タンパク質) との結合を阻害し、細胞への侵入を阻止するアプタマーの創製を試みております。

現在までに、多数の候補配列情報を取得、表面プラズモン共鳴法を用いたスクリーニングによって、抗Sタンパ

ク質アプタマーの候補（Sタンパク質に対する結合活性、及び宿主受容体ACE2への結合阻害活性を持つアプタマー）を複数特定することに成功しておりますが（ヒット化合物の取得）、動物モデルを用いた感染阻害試験において、SARS-CoV-2ウイルスの感染を阻害するのに十分な効果をもったアプタマーは未だ得られておりません。

2. 共同研究

(i) タミンC60バイオリサーチ株式会社との共同研究開発契約に基づき、化粧品原料候補の創製・開発に関する共同研究を実施し、現在までに有望なアプタマーの創製に成功しており、実用化へ一歩進んでおります。

(ii) 2021年2月、あすか製薬株式会社と、産婦人科領域で重要な役割を担う特定のホルモン受容体を標的とした創薬研究開発に関する複数年間の共同研究開発契約を締結し、共同研究を進めてまいりましたが、共同研究開発契約に定めた研究ステップの期間が満了したことに伴い、両社協議の上、本共同研究開発を終了することを決定いたしました。これは、これまでの研究において、機能阻害アプタマーの単離に用いる、生理活性を有する標的ホルモン受容体の分離が困難であり、さらなる技術開発が必要であることが明らかになったことによるものです。

3. 継続中の自社創薬プロジェクト

・AIアプタマープロジェクト：

アプタマー医薬品の汎用性をさらに活かすため、国立研究開発法人科学技術振興機構から委託されているコンピューター科学を応用した技術開発（以下、「JST委託事業」）等を継続して進めております。2018年度から開始されたJST委託事業において、当社は早稲田大学と共同し、バイオインフォマティクスを駆使したアプタマー探索技術（RaptRanker）を開発いたしました^{*4}。RaptRankerを用いることにより、当社のアプタマー創薬プロセスを効率化し、創薬期間の短縮及び成功率の向上が期待されます。さらに、2021年4月から3年間の事業として、「AIアプタマー創薬プロジェクト」がJSTに採択され、当社は早稲田大学と共同で、RNAアプタマーの創薬のプロセスを、深層学習などの人工知能技術を活用することで自動化し、創薬期間の短縮及び創薬成功確率の向上を実現させることを目指し、研究を進めております。この研究におきまして、変分オートエンコーダを応用した革新的な配列生成技術であるRaptGenを開発いたしました。SELEXで得られた特定の標的に対する多数の標的結合アプタマーの配列を、RaptGenを用いて解析することにより、もともとのSELEXデータに含まれていない、前記標的に強く結合する新規のアプタマー配列の生成も可能となりました。RaptGenについては、2022年6月3日にNature Computational Scienceのオンライン版に掲載されております^{*5}。

*4：Ishida R, Adachi T, Yokota A, Yoshihara H, Aoki K, Nakamura Y, Hamada M. RaptRanker: in silico RNA aptamer selection from HT-SELEX experiment based on local sequence and structure information. Nucl. Acids. Res., 48, e82 (2020)

*5：Iwano N, Adachi T, Aoki K, Nakamura Y, Hamada M. : Generative aptamer discovery using RaptGen. Nat. Comput. Sci., 2, 378-386 (2022)

・DDSアダプタープロジェクト：

当社では、RaptRanker及びRaptGenを含むRiboARTシステムをさらに発展させると共に、現在、RiboARTシステムを用いて、ドラッグデリバリーシステム（DDS）用のアダプター開発に取り組んでいます。DDSとは、体内で薬物の分布を制御することで、薬物の効果を最大に高める一方で、薬の投与回数及び副作用を軽減するための、理想的な体内動態を制御する技術です。近年の医薬品開発を取り巻く環境は著しい変化を遂げており、ブロックバスター創出のための疾患発症の標的分子の枯渇や、Unmet Medical Needsの高まりなどを理由に、多数のモダリティ（治療手段）が生まれてきています。特に核酸医薬を中心として、さまざまな生体内バリアを突破させ、標的部位（臓器、組織、細胞等）へと効率的に送り込むにはDDSが必要不可欠となります。

アダプターは化学合成品であり、抗体、低分子化合物、及びASO、siRNA、mRNAなどの核酸等に化学的に結合させることが可能です。DDSとして利用可能なアダプターを取得するための期間は1年から2年単位と短いため、アダプターを取得後は、迅速に特許出願を行うと共に、大手製薬企業を含む様々な企業に提供することで、基礎段階より早期に収益をあげていきたいと考えております。

当事業年度において国循からの薬剤開発委託による収入62百万円を計上したこと等により事業収益を65百万円（前事業年度比18.5%減）、事業費用として研究開発費1,491百万円、販売費及び一般管理費360百万円を計上し、営業損失は1,786百万円（前事業年度営業損失1,748百万円）となりました。

また、営業外収益として、AMEDの支援事業による助成金収入100百万円、JST委託事業による助成金収入23百万円、保有する外貨の評価替えによる為替差益20百万円等を計上した一方で、営業外費用として、第16回新株予約権の発行及び行使に伴う株式交付費10百万円を計上したことにより、経常損失は1,649百万円（前事業年度経常損失1,635百万円）となりました。

新株予約権戻入益0百万円を計上した一方で、固定資産の減損損失3百万円を計上したことにより、税引前当期純損失は1,651百万円（前事業年度税引前当期純損失1,683百万円）となり、法人税、住民税及び事業税1百万円の計上により、当期純損失は1,653百万円（前事業年度当期純損失1,684百万円）となりました。

なお、当社は創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は3百万円であります。

その主なものは、研究用機器（細胞培養装置「CO₂インキュベーター」や核酸増幅装置「サーマルサイクラー」）の取得によるものであります。

③ 資金調達状況

当事業年度において、当社は、第16回新株予約権の行使により1,344百万円の資金調達を実施しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第17期 (2020年3月期)	第18期 (2021年3月期)	第19期 (2022年3月期)	第20期 (当事業年度) (2023年3月期)
事業収益	(千円)	121,385	91,963	80,909	65,969
経常損失(△)	(千円)	△853,832	△1,184,998	△1,635,532	△1,649,305
当期純損失(△)	(千円)	△855,042	△1,187,194	△1,684,754	△1,653,002
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△53.62	△46.17	△59.95	△53.14
総資産	(千円)	2,269,737	6,119,660	4,954,476	4,583,655
純資産	(千円)	2,180,948	6,002,699	4,693,946	4,384,351
1株当たり純資産	(円)	123.27	215.04	164.33	122.85

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした際に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤリティ及び共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、Clinical（臨床）ステージ挑戦、次世代アプタマー・テクノロジーの開発、社会に対する企業価値の創出を掲げ、これにより「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を目標としております。この経営課題の実現に向けて、以下の項目について、特に重点的に取り組んでまいります。

(参考)

世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向

Macugen[®]は世界初のwet AMD治療薬として承認されましたが、その後VEGFを標的とする抗体や可溶性のデコイ（おとり）受容体を利用した、さらに有効な医薬（Lucentis[®]、Eylea[®]、Avastin[®]等）が開発されて、現在、Macugen[®]はほとんど使用されなくなりました。2004年のMacugen[®]の成功は、アプタマー医薬の開発を鼓舞する意味も大きく、その後、複数のアプタマー医薬候補品が臨床試験に進みました。その中でも注目された二つのアプタマー（REG1、Fovista[®]）の治験が最終の第3相試験で成功せず、アプタマー創薬に関してネガティブな印象を残し、その後、アプタマー医薬品の開発は世界的に停滞しているようにもみえました。しかし、ようやく最近、補体C5に対するアプタマー（ARC1905: Zimura[®]）が萎縮型加齢黄斑変性（dry AMD）に有効であることが、第3相試験で証明され、米国FDAに対して製造承認申請が提出されました。さらに、最近、アステラス製薬がZimura[®]を開発したIveric Bio社を総額8,000億円で買収する契約を締結しました。

現在、当社のRBM-007を含めて9種類のアプタマーが臨床試験の過程にあり、アプタマー医薬品開発の機運が再

び盛り上がっております。これらの動向の中において、Macugen[®]やZimura[®]、そしてRBM-007がいずれも網膜疾患に対して奏功したことから、アプタマーは網膜疾患にフィットするモダリティ（治療手段）であることが示唆されました^{*}。

*：中村義一．アプタマー：加齢黄斑変性への適応. Clinical Neuroscience Vol. 41 (No.5) 630-634 (2023)

上記、世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向を踏まえ、当社の経営課題の実現に向けて、以下の項目について、特に重点的に取り組んでまいります。

① 自社での治験の実施

当社は、今後当社が大きく飛躍するためにも、自社で臨床試験を実施することが必要であると考えております。具体的には、RBM-007による滲出型加齢黄斑変性症を対象とした第2相臨床試験を米国で実施し、2021年12月までに試験を完了いたしました。また、軟骨無形成症（ACH）を対象とした第1相臨床試験を国内で実施いたしました（2020年7月～2021年5月）。さらに、ACHに関する、国内での前期第2相試験の被験者選定を目的とした観察試験、ACHの小児患者でのRBM-007の安全性と有効性を調べる前期第2相臨床試験、及びこれに引き続き実施する前期第2相長期投与試験の治験計画書を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA: Pharmaceuticals and Medical Devices Agency）に提出し、治験実施が可能な状態となっております。2022年11月末には前記の観察試験を開始し、さらに2023年4月末には、軟骨無形成症の小児患者に対して、安全性と有効性を調べる前期第2相臨床試験において、第1例目の投与が行われました。

当社の臨床開発については、新薬開発の経験が豊富な責任者が臨床開発を陣頭指揮し、臨床医や製品開発のエキスパートを含む外部の協力も得て進めております。今後もRBM-007の開発推進に向け、一層の体制整備を図ってまいります。

② 自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

③ 新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技术の開発、次世代シークエンサーとコンピューター科学を利用したアプタマー探索の人工知能（AI）技術の開発、細胞内への取り込み可能なアプタマーや、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマー、脳内標的化アプタマー等のドラッグデリバリーシステム（drug delivery system：DDS）用アプタマーなどの創製に繋がる技術を目標に、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

④ ライセンス活動の推進

RBM-007につきましては、未治療のwet AMD患者を対象とする臨床試験の実施が望まれており、当社は、そのためのライセンス・アウト、もしくはパートナーリングの実現に注力しております。その結果、当社は2022年12月に、Rico International (Beijing) Medicine Technology Co., Ltd.及び Shanghai Huirui Medical Co., Ltd.との間で、中国地域におけるRBM-007の加齢黄斑変性（AMD）等を適応疾患とする臨床開発を担う合弁会社設立に関して基本合意に至っています。今後は、合弁会社設立契約の締結に向けて、努力してまいります。

また、ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。

なお、当社のライセンス活動については、事業提携の経験が豊富な責任者を配置し、必要に応じて外部のコンサルタントの協力を得て進めております。

⑤ 共同研究の推進

大手企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携契約の獲得に努めてまいります。また、他の創薬ベンチャーやアカデミアとの共同研究を通じて、新たなアプタマー関連技術や、新規核酸創薬モダリティ（核酸を用いる創薬基盤技術）の獲得に努めてまいります。

⑥ 資金調達

当社はUnmet Medical Needsに応える医薬品開発のための先行投資段階にあり、研究開発活動に必要な資金の調達が課題であると認識しております。

当社では、大手企業との共同研究やライセンス・アウト実現のための事業開発活動や公的助成金の獲得に努めており、これと同時に費用の節約に努めておりますが、継続的かつ安定的な収益の確保に至るまでの先行投資段階においては、新株発行等による資金調達を行い財務体質の維持・強化を図りUnmet Medical Needsに応える医薬品をお届けできるよう研究開発活動を進めてまいります。

⑦ 人材の獲得と育成の支援

新たな技術を速やかに世に送り出すためには、優秀な人材を獲得し、社員の成長を支援する環境を提供することによって、小規模ながら機能的な研究開発、事業開発、管理の各部門を構築していくことが重要であると認識しております。今後もビジネスや組織のニーズに合った人材獲得を行うとともに、社員一人ひとりの成長が、会社の成長に繋がっていくよう社員の育成、活躍の場を整えて参ります。

(4) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、新薬の研究開発（「創薬」）を主要な事業内容としておりますが、その創薬事業の特徴としては以下が挙げられます。

- ① 生体内に存在する核酸を成分とするアプタマーという新規の素材を使用していること。
- ② アプタマー創薬に関する基礎及び応用技術を統合したプラットフォーム（様々なアプタマー医薬を創出する技術基盤）である「RiboARTシステム」を確立していること。
- ③ 「RiboARTシステム」をベースとして、創薬事業を二つのカテゴリー、即ち自社創薬と共同研究に分け、両者のバランスを取りながら展開していること。
- ④ 最適な自社製品については自社で臨床試験を実施すること。
- ⑤ 創薬対象とする疾患を「Unmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）」に絞り、医療機関や患者様から求められている新薬の提供を目指していること。
- ⑥ 多数の自社創薬製品を揃え、主要な製品については物質特許を取得済みであること。

当社が他の創薬系バイオベンチャーと比べてユニークな点は、特定のあるいは限られた化合物を開発するのではなく、創薬プラットフォーム「RiboARTシステム」から様々な疾患領域や創薬ターゲットの新薬候補のアプタマーを次々と創出できること、及びこれを自社創薬だけでなく他の製薬企業にも提供できることにあります。さらに、最適な自社製品については、自社で臨床試験を実施し、POC取得済みの製品としてライセンス・アウトを目指すことです。

(5) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25名	1名減	42.6歳	6.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員は含めておりません。

2 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 114,000,000株

(注) 2022年6月28日開催の第19回定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2022年6月28日付で、発行可能株式総数を43,000,000株から114,000,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 35,694,340株 (自己株式6,101株含む)

(注) 発行済株式の総数が前期末に比べて7,135,000株増加しております。
・新株予約権 (第16回新株予約権) の行使 7,135,000株

(3) 株主数 18,473名 (前期末比313名減)

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
楽天証券株式会社	1,345,000	3.76
日本証券金融株式会社	841,300	2.35
株式会社SBI証券	714,944	2.00
松井証券株式会社	687,300	1.92
全薬工業株式会社	575,800	1.61
中村 義一	568,000	1.59
今津 秀	493,700	1.38
大和証券株式会社	353,800	0.99
藤本製薬株式会社	300,000	0.84
中村 恵美子	295,000	0.82

(注) 1.持株比率は発行済株式の総数から自己株式 (6,101株) を控除して計算しております。

2.持株比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村 義一	研究開発本部長	RIBOMIC USA Inc. President, CEO
取締役	大岩 久人	取締役執行役員 管理本部長	
取締役	西畑 利明		
取締役	松藤 千弥		東京慈恵会医科大学 学長・学校法人慈恵大学理事
常勤監査役	藤井 素彦		
監査役	矢部 豊		公認会計士矢部事務所代表 湧永製菓株式会社社外監査役
監査役	藤井 康弘		藤井法律事務所弁護士 ACALL株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 西畑利明氏、及び取締役 松藤千弥氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役 藤井素彦氏、監査役 矢部豊氏及び監査役 藤井康弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 矢部豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 藤井康弘氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は社外取締役 西畑利明氏、松藤千弥氏、社外監査役 藤井素彦氏、矢部豊氏、藤井康弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2022年6月28日開催の定時株主総会の終結の時をもって、取締役 中村恵美子氏並びに森俊介氏は任期満了により退任いたしました。
7. 当事業年度で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中村 義一	代表取締役社長	代表取締役社長 兼 研究開発本部長	2023年2月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、取締役、監査役、執行役員、それらの相続人等が同保険の被保険者となっております。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容に関する方針等

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針、及び取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を、以下のとおり定めております。

当社の取締役の個人別報酬については、事業規模、内容及び優秀な人材の確保の観点から、同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定する。また、取締役の個人別報酬は、新しく取締役に選任されたとき、及び再任されたときに、職責に基づく基本報酬を定め、必要に応じてインセンティブを付加できることとする。なお、業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

また、取締役に対する報酬は、在任期間中、月割りで支給する。

- ・取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100百万円以内であります（2014年6月26日定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）です。また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれていません。

株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額20百万円以内であります（2014年6月26日定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

・取締役の個人別の報酬等の決定手続等

取締役の個人別の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、取締役会が取締役会の諮問機関である、独立社外取締役、及び独立社外監査役で構成される任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申に基づき、取締役会において最終的な支給額を決定するものとされております。

なお、指名・報酬委員会は、社外取締役2名、及び社外監査役3名から構成され、常勤の社外監査役が委員長となっております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、当該手続を経て決定されていることから、取締役会としては、報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	6	92,724
監査役	3	19,600
合計	9	112,324

(注) 取締役の員数、及び報酬の額には2022年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 西畑利明氏に該当事項はありません。
- ・取締役 松藤千弥氏は、東京慈恵会医科大学 学長・学校法人慈恵大学 理事であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役 藤井素彦氏に該当事項はありません。
- ・監査役 矢部豊氏は公認会計士矢部事務所の代表であり、湧永製薬株式会社の社外監査役ですが、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役 藤井康弘氏は藤井法律事務所の弁護士、ACALL株式会社の社外監査役ですが、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
西畑 利明	取締役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに出席し、医薬品業界における経営全般及び臨床開発について豊富な経験と深い見識から、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般について発言を行っております。
松藤 千弥	取締役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに出席し、医学的専門家及び大学学長としての豊富な経験と高い見識からアプタマー医薬の開発や経営全般について発言を行っております。
藤井 素彦	常勤監査役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに、また同じく開催された16回の監査役会のすべてに出席し、会社経営全般についての豊富な知識と上場会社の監査役の経験を活かして、常勤監査役の見地から、当社の経営の監督に関する発言を行っております。
矢部 豊	監査役	当事業年度に開催された14回の取締役会のうち13回の取締役会に、また同じく開催された16回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士及び税理士の資格を有し、企業会計及び税務に精通していることから、専門領域の視点を活かした発言を行っております。
藤井 康弘	監査役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに、また同じく開催された16回の監査役会のすべてに出席し、弁護士として豊富な経験と高い見識から、専門領域の視点を活かした発言を行っております。

ハ. 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員5名の報酬等の総額は38,849千円であります。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 保森監査法人

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2022年6月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 監査法人保森会計事務所は2022年8月1日をもって名称を保森監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

	有限責任 あずさ監査法人	保森監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	1,080千円	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,080千円	13,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
(資産の部)		
流動資産	4,542,376	4,908,352
現金及び預金	2,825,182	2,901,796
有価証券	1,500,000	1,800,000
貯蔵品	2,070	2,411
前渡金	107,694	121,931
前払費用	36,542	21,631
未収入金	360	617
未収消費税等	70,191	59,121
その他	333	841
固定資産	41,279	46,124
有形固定資産	0	0
建物	0	0
工具、器具及び備品	0	0
投資その他の資産	41,279	46,124
関係会社株式	22,552	22,552
敷金	11,325	11,907
長期前払費用	7,401	11,664
資産合計	4,583,655	4,954,476

科目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流動負債	199,303	260,530
未払金	122,308	177,951
未払費用	12,083	12,260
未払法人税等	32,906	34,694
前受金	—	3,666
預り金	6,005	5,957
その他	26,000	26,000
負債合計	199,303	260,530
(純資産の部)		
株主資本	4,384,351	4,693,273
資本金	722,040	238,294
資本剰余金	5,315,313	6,139,732
資本準備金	5,315,313	6,139,732
利益剰余金	△1,653,002	△1,684,754
その他利益剰余金	△1,653,002	△1,684,754
繰越利益剰余金	△1,653,002	△1,684,754
自己株式	△0	—
新株予約権	—	673
純資産合計	4,384,351	4,693,946
負債純資産合計	4,583,655	4,954,476

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
事業収益	65,969	80,909
事業費用	1,852,011	1,829,021
研究開発費	1,491,239	1,482,132
販売費及び一般管理費	360,771	346,888
営業損失 (△)	△1,786,041	△1,748,112
営業外収益	147,045	115,192
受取利息	1,387	116
金銭の信託運用益	966	1,569
助成金収入	123,636	102,171
為替差益	20,996	11,192
その他	58	143
営業外費用	10,309	2,613
株式交付費	10,309	2,613
経常損失 (△)	△1,649,305	△1,635,532
特別利益	673	－
新株予約権戻入益	673	－
特別損失	3,160	48,011
減損損失	3,160	48,011
税引前当期純損失 (△)	△1,651,792	△1,683,544
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失 (△)	△1,653,002	△1,684,754

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社リボミック
取締役会 御中

保森監査法人
東京都千代田区
代表社員 公認会計士 山崎 貴史
業務執行社員
代表社員 公認会計士 小松 華恵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リボミックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を、「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社リボミック 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	藤井素彦	㊟
監査役 (社外監査役)	矢部 豊	㊟
監査役 (社外監査役)	藤井康弘	㊟

以 上

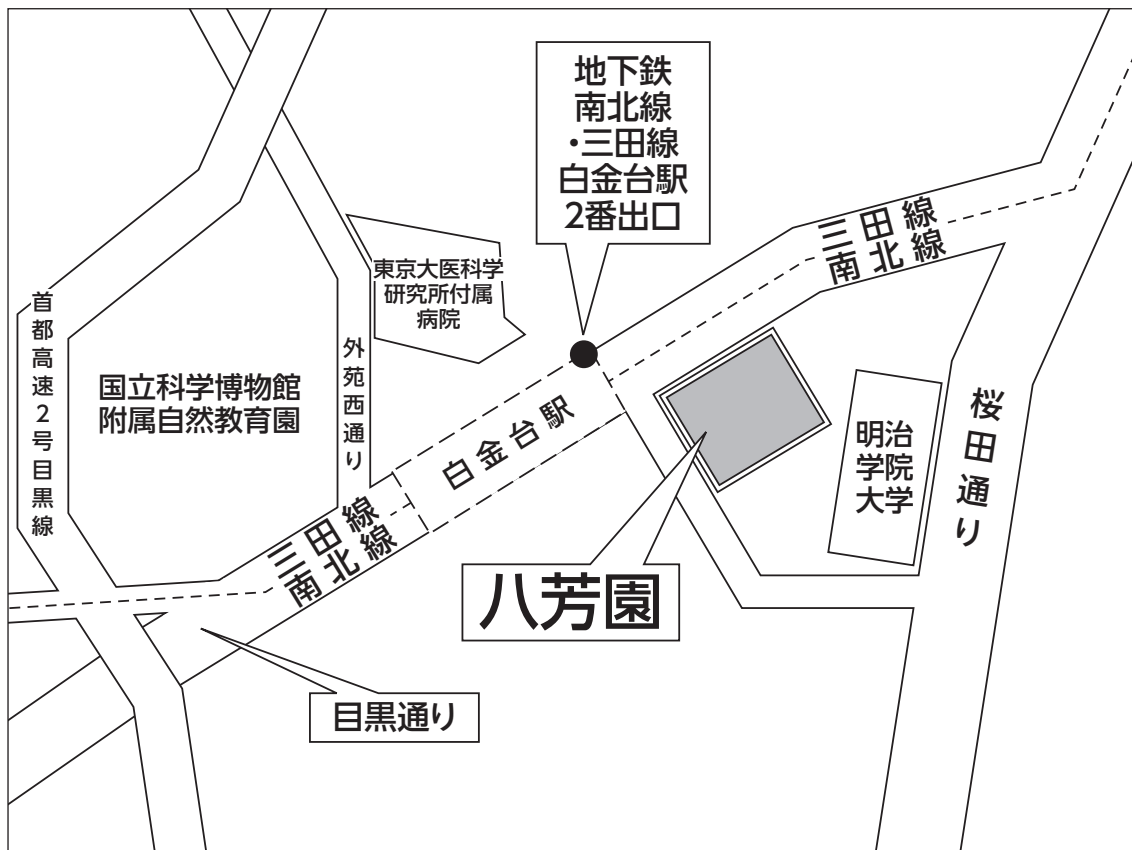
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館3階 グレース
電話 03-3443-3111 (代表)

交通

地下鉄 <南北線・三田線> 白金台駅下車50m (2番出口より徒歩3分)



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。